

高松市監査委員告示第10号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年8月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和元年8月30日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R元.8.30

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の安全な街づくり

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	利用適正化や受益と負担の均衡確保に向けた施策の検討について	P90	消防局	消防防災課	R元.7.18

監査実施年度 平成28年度

監査テーマ 上下水道事業に関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
2	意見	業務委託について【東部下水処理場】	P79	都市整備局	下水道施設課	R元.7.19
3	意見	香東川浄化センター等運転維持管理業務委託について【香東川浄化センター】 (1) 人件費のデータ等を利用して、コスト試算を実施し、業務委託の効果を検討すること。	P86			
4	意見	香東川浄化センター等運転維持管理業務委託について【香東川浄化センター】 (2) 一定金額以上の重要な契約について財産契約室と連携して手続を行うなどすること。	P87			

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区分	意見	
意見の項目	利用適正化や受益と負担の均衡確保に向けた施策の検討について	
意見の内容	救急搬送の利用適正化のみならず、市民間での平等、地方財政としての受益と負担の均衡確保といった視点も踏まえた施策を、早急に検討していく必要がある。	
報告書該当 ページ	P90	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年7月18日
所管課等	消防局 消防防災課
措置結果	<p>本件意見については、総務省消防庁が例年開催している「救急業務のあり方に関する検討会」において、これまでも通報時の緊急度判定について、継続的に議論されてきたが、電話の音声のみで緊急度を判定することにはリスクが伴うため、今後当面の間、本市では採用しない見込みである。</p> <p>一方、香川県が主導して実施している「救急電話相談（成人用・小児用）」や、総務省消防庁が作成した「救急車利用リーフレット」、「全国版救急受診アプリQ助」等、救急車の適正利用に効果的と思われる各種媒体については、講習等の機会をとらえて、広く市民に普及啓発を行っている。</p> <p>また、平成30年5月には、救急件数の1割以上を占める転院搬送の減少を図るべく、高松市医師会に対して転院搬送時の救急車の適正利用を求めた。</p> <p>頻回利用者については、個別にケース会議を開き、当事者に救急車の適正利用を求めたところ、利用回数が減少した事例もあり、今後も各関係機関と協力して頻回利用者への対応を進めていくこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	業務委託について【東部下水処理場】	
意見の内容	<p>プロポーザルの応募者が1者のみの場合、応募資格を見直して応募者数を増やす必要はないかを検討することが必要と思われる。</p> <p>また、東部下水処理場の判断のみで重要な契約先を決めており、現在の規定どおりの手続を実施しているものの、統制が効いていないと言われても仕方ない状況となっている。</p> <p>今後、一定の金額以上の重要な契約については、東部下水処理場以外の意見も反映されるように、規則や要綱を改正するなど、何らかの対応が必要と思われる。</p>	
報告書該当 ページ	P79	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年7月19日
所管課等	都市整備局 下水道施設課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年度中に、31年度（令和元年度）からの次期業務委託について、発注手法の見直しを行った。</p> <p>PFI/PPPの更なる活用を念頭に、平成28年度に国が示した「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」を参考に、官民対話を通して応募者の掘り起こしを行うとともに、行政側では気付かない課題の抽出や、民間事業者の創意工夫が発揮できるように発注仕様に変更した。</p> <p>この結果、平成30年5月28日に公告した次期業務については、3者（うち1者は、途中辞退）からの応募があり、契約に至っている。</p> <p>なお、官民対話の実施に当たっては、契約担当課と連携し、契約期間の変更（3年から5年へ）や、業務範囲の拡大を行うなど、競争性が発揮できるよう措置を行った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	香東川浄化センター等運転維持管理業務委託について【香東川浄化センター】 (1) 人件費のデータ等を利用して、コスト試算を実施し、業務委託の効果を検討すること。	
意見の内容	業務委託を利用したことによる人件費の節約部分などの、コスト試算が困難であるため、業務委託を実施する経済的効果について詳細な検討を実施していないとのことである。人件費のデータ等を利用して、コスト試算を実施し、業務委託の効果を検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P86	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年7月19日
所管課等	都市整備局 下水道施設課
措置結果	<p>本件意見については、平成28年度から30年度までのコストを分析し、業務委託の効果を検証するに当たり、業務委託料と人件費の合計を単純に比較するのではなく、平成28年度の流域下水道移管に合わせて、市内西部地区のポンプ施設の一部や、修繕工事等を含めて、運転維持管理業務委託契約を締結しているため、旧流域下水道の施設に関する費用だけを集計した。</p> <p>また、制度や物価などの変動要因の影響を補正した上で、評価を行った。</p> <p>その結果、移管前と比較して、コスト面で効果があったことが確認できた。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	香東川浄化センター等運転維持管理業務委託について【香東川浄化センター】 (2) 一定金額以上の重要な契約について財産契約室と連携して手続を行うなどすること。	
意見の内容	<p>プロポーザルの応募者は1者のみであり、競争原理が働いているとは言えない状況である。エリアを広げて応募者数を増加させる必要はないか検討する必要がある。</p> <p>また、平成28年度から30年度の香東川浄化センター等運転維持管理業務委託は3年契約で571,536千円である。コンサルティング以外の業務委託は金額の多寡にかかわらず、業務を委託する課で委託先を決めており、契約担当課は関与していない。この結果、応募は1者しかなく、規定どおりの手続を実施しているものの、統制が効いていないと言われても仕方ない状況となっているため、一定の金額以上の重要な契約については、契約担当課と連携して手続を行うなど、何らかの対応が必要と思われる。</p>	
報告書該当 ページ	P87	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho20160220.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年7月19日
所管課等	都市整備局 下水道施設課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年度中に、31年度（令和元年度）からの次期業務委託について、発注手法の見直しを行った。</p> <p>PFI/PPPの更なる活用を念頭に、平成28年度に国が示した「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」を参考に、官民対話を通して応募者の掘り起こしを行うとともに、行政側では気付かない課題の抽出や、民間事業者の創意工夫が発揮できるよう発注仕様に変更した。</p> <p>この結果、平成30年5月28日に公告した次期業務については、2者からの応募があり、契約に至っている。</p> <p>なお、官民対話の実施に当たっては、契約担当課と連携し、契約期間の変更（3年から5年へ）や、業務範囲の拡大を行うなど、競争性が発揮できるよう措置を行った。</p>